



27(公社)全宅連発政策第10号
平成27年4月20日

都道府県協会会長殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会

政策推進委員長 小林



森林法に基づく届出制度周知のお願いについて

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、林野庁より森林法に基づく「森林の土地の所有者となった旨の届出」制度について、無届出取引の防止の観点から制度についての周知依頼がございました。当該制度については、平成24年4月1日に施行され、個人・法人、面積に関わらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併等により、新たに森林の土地の所有者となった場合、土地の買受者や相続人が届出を行うこととなっています。

つきましては、本制度の概要を記載したリーフレット及び機関紙記載文イメージを同封致しますのでご活用いただき、貴協会傘下会員業者に対しご周知方よろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

【別添資料】

1. リーフレット「森林の土地を取得したときは届出が必要です」 1部
2. 機関紙掲載文イメージ 1部

《本件に係るお問い合わせ先》

林野庁森林整備部計画課森林計画指導班

課長補佐 松本純治

森林調査技術専門官 土屋禎治

TEL : 03-6744-2300

FAX : 03-3593-9565

《当該制度関連URL (林野庁)》

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/>

以 上

【長いバージョン】

森林の土地所有者届出制度について

新たに森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が必要です。

■**届出対象者** 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している方は対象外です。

■**届出期間** 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

■**届出事項** 届出書には、届出者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写しも可）又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

※詳しくは、市町村や都道府県の林務担当までお問い合わせ下さい。

【短いバージョン】

森林の土地の所有者届出制度について

新たに森林の土地の所有者となった方は市町村長への事後届出が必要です。

■**届出対象者** 個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

■**届出期間** 土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村の長に届出をしてください。

※詳しくは、市町村や都道府県の林務担当までお問い合わせ下さい。

森林の土地を取得したときは届出が必要です

～ 森林の土地の所有者届出制度の概要 ～

詳しくは、所有者となった土地がある市役所・町村役場や、都道府県庁又は出先機関の林務担当までお問い合わせください。

Q なぜ届出制度ができたのですか？

- A 森林の所有者が分からないと、
- ① 行政が森林所有者に対して助言等ができない
 - ② 事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない



適切に森林整備を推進！

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、平成24年4月から森林法に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出制度が創設されました。なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。

Q どのような場合に届出が必要なのですか？

A 個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林^{※1}の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出^{※2}を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

※1 都道府県が策定する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

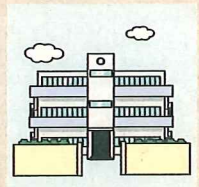
※2 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。
市街化区域:2,000m² その他の都市計画区域:5,000m² 都市計画区域外:10,000m²

Q どのように届出を行うのですか？

A 所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。



届出書の提出



市役所・役場



Q どのような届出書を提出するのですか？

A

届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出して下さい。

- ① その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
- ② その森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

市町村長 殿

住所

届出人 氏名 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 印

電話番号

次のおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所				前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
	所有者となつた年月日				所有権の移転の原因		
	年 月 日						
土地に関する事項	土地の所在場所					面積 (h a)	持分割合
	番号	市町村	大字	字	地番		
	1						
	2						
	3						
計							
備考							

注意事項

- 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 規則第7条第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - 当該土地の位置を示す地図
 - 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

※届出届の様式は、市町村役場などに備えられています。



Q 届出を出さないとうなるのですか？

A

届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。



森林所有者となつた方は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届出、1ha超の林地開発を行う場合は知事の許可が必要です(保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です)。

